

福島県国民健康保険団体連合会情報公開規則の一部を改正する規則

福島県国民健康保険団体連合会情報公開規則(平成22年3月1日施行)の一部を次のように改正する。

第8条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が連合会の役職員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該役職員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

第14条第2項本文中「第8条第2号ただし書」を「第8条第2号イ又は同条第3号ただし書」に改める。

附 則

この規則は、平成29年7月14日から施行する。